

愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 森林資源の保護育成を図るため、県は、森林病虫害等の防除事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において森林病虫害等防除事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
- 2 補助金の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象、補助率及び事業主体)

- 第2条 補助対象とする事業の種類、基準及び補助率は、別表のとおりとする。
- 2 前条に規定する事業を行う者（以下、「事業主体」という。）は、市町、森林組合及び森林所有者若しくは管理者（事業の対象となる伐採木等の所有者又は管理者を含む。以下同じ。）並びに森林所有者から事業の委託を受けた者（知事が適当と認めた者に限る。以下同じ。）とする。ただし、別表の事業の種類欄に掲げる事業のうち、松くい虫感染源除去にあつては森林所有者及び森林所有者から事業の委託を受けた者と、樹幹注入剤による松林保全対策及び松林保全活動の補助にあつては市町及び森林組合（松林保全対策にあつては、知事が適当と認めた者に限る。）とする。

(事業計画)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、あらかじめ事業計画承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は前項の規定による計画書の提出があつたときには、これを審査し、適当と認めたときは承認するものとし、その旨を事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 前条第2項の規定による通知を受けた事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金の交付を受けようとする者（当該補助金の交付を受けようとする者が森林所有者から事業の委託を受けている場合にあつては、当該森林所有者）について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(事業計画の変更)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金の増減をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による事業計画の変更については、第3条第2項の規定を準用する。

(補助事業の変更承認申請)

- 第7条 前条第2項の規定において準用する第3条第2項の規定により通知を受けた補助事業者は、事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更承認については、第5条の規定を準用する。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在における事業の遂行状況について事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、補助金の交付を受けた後においては、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払等)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、あらかじめ事業既成部分検査願（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は前項に規定する書類を受理した場合は、その内容を審査し必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の概算払額を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

4 前項の規定により概算払額の決定通知を受けた補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による概算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円

以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（書類の経由）

第 17 条 この要綱により知事に提出する書類は、原則として所管の地方局長を経由して提出するものとする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付規程（昭和 38 年 7 月 1 日告示第 514 号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付規程の規定により交付を受けた補助金の返還等、財産の管理及び帳簿書類の備付けについては、なお従前の例による。

別表

事業の種類	基準	補助率
松くい虫伐倒（1種）駆除	松くい虫の付着により枯死し、若しくは枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却を行うもの。	査定額の1/2以内
松くい虫伐倒（2種）駆除	松くい虫伐倒（1種）駆除の対象となる樹木で、かつ、知事が定める基準に適合するものに対する当該駆除の措置を行うもの。	同
松くい虫伐採跡地駆除	松伐採跡地にある根株をはく皮し、枝条及び樹皮の集積、焼却、又ははく皮焼却に代り、薬剤を散布するもの。	同
松くい虫伐採木駆除	松伐採木で松くい虫の被害を受けている幹材のはく皮及びその樹皮の焼却、これに代る薬剤散布又は薬剤によるくん蒸を行うもの。	同
松くい虫薬剤駆除（航空機利用）	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林に航空機を利用して薬剤散布を行うもの。	同
松くい虫薬剤駆除（地上散布）	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木に動力噴霧機等を使用して薬剤散布を行うもの。	同
松くい虫特別伐倒（破砕1種）駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び破砕を行うもの。	同
松くい虫特別伐倒（破砕2種）駆除	松くい虫特別伐倒（破砕1種）駆除の対象となる樹木で、かつ、知事が定める基準に適合する樹木に対する当該駆除の措置を行うもの。	同
松くい虫特別伐倒（全木焼却）駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）を行うもの。	同
松毛虫駆除	松毛虫の被害林に対する薬剤散布を行うもので駆除面積5ヘクタール以上のもの。	同
すぎたまばえ駆除	すぎたまばえによる被害林に薬剤散布を行うもので駆除面積5ヘクタール以上のもの。	同
まつばのたまばえ駆除	まつばのたまばえによる被害林に薬剤散布を行うもので駆除面積5ヘクタール以上のもの。	同
すぎはだに駆除	すぎはだにによる被害林に薬剤散布を行うもので駆除面積5ヘクタール以上のもの。	同
のねずみ駆除	のねずみによる被害林に殺そ剤を散布するもので駆除面積5ヘクタール以上のもの	同
松くい虫駆除被害防止対策	松くい虫薬剤駆除（航空機利用）に伴う被害防止のため、養ほう群を移動するもので、薬剤散布を行う松林の周辺おおむね2キロメートル以内に定置されている養ほう群を対象とするもの	同
松林保全活動の補助	松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松等の植栽（鳥獣害対策を含む）に係るボランティア活動に必要な経費を補助するもの。	同
樹幹注入剤による松林保全対策	松くい虫が運ぶ線虫類による枯死を予防するため、松の生立木に樹幹注入剤の施用を行うもの。	査定額の3/4以内
カシノナガキクイムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の薬剤によるくん蒸、焼却、破砕、ビニール被覆及び誘引捕殺を行うもので、規模が5立方メートル以上のもの。ただし、立木のまま行う誘引捕殺については、この限りではない。	同
カシノナガキクイムシ防除	カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれのある樹木への粘着剤の塗布等、ビニール被覆及び殺菌剤の樹幹注入を行うもの。	同

年度愛媛県森林病虫害等防除事業計画承認申請書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住所
申請者 名称
代表者職氏名

年度において、愛媛県森林病虫害等防除事業を次のとおり実施したいので、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業の種類	樹種	事業量				事業費 (円)	事業費 上限額 (円)	補助金 上限額 (円)	補助 金額 (円)
		面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	薬剤 本数 (本)				
計									

3 添付書類

- (1) 位置図 (1/50,000 程度)
- (2) 概要図 (1/5,000)

(注)

- 1 「事業量」は、薬剤散布を行うものは面積及び本数（立木本数）、伐倒駆除を行うものは面積、本数（立木本数）及び材積、樹幹注入は面積、本数（立木本数）及び薬剤本数、松林保全活動は面積、本数（植栽本数）を記入すること。
- 2 「事業費上限額」は、事業量に別に示す標準単価を乗じた額（1円未満切り捨て）を記入すること。
- 3 「補助金上限額」は事業費上限額に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）を記入すること。
- 4 「補助金額」は事業費に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）と補助金上限額を比較して少ない方の額を記入すること。

年度愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住所
申請者 名称
代表者職氏名 印

年度において、愛媛県森林病虫害等防除事業を次のとおり実施したいので、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業の種類	樹種	事業量				事業費(円)	事業費上限額(円)	補助金上限額(円)	補助金額(円)	事業予定期間
		面積(ha)	本数(本)	材積(m ³)	薬剤本数(本)					
										年 月 日 ～ 年 月 日
計										

※記載にあたっては、様式第1号の注意書きに留意すること。

3 添付書類

- (1) 位置図 (1/50,000 程度)
- (2) 概要図 (1/5,000)
- (3) 施業箇所明細書 (計画)

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

年度愛媛県森林病虫害等防除事業計画変更承認申請書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度愛媛県森林病虫害等防除事業を下記のとおり変更したいので、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、その承認を申請します。
記

1 変更の理由

2 変更の内容

事業の種類	樹種	事業量				事業費 (円)	事業費 上限額 (円)	補助金 上限額 (円)	補助 金額 (円)
		面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	薬剤 本数 (本)				
計									

※変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。

3 添付書類

- (1) 位置図 (1/50,000 程度)
- (2) 概要図 (1/5,000)

年度愛媛県森林病虫害等防除事業変更承認申請書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

申請者 住所
 名称
 代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度愛媛県森林病虫害等防除事業を下記のとおり変更したいので、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

事業の種類	樹種	事業量				事業費(円)	事業費上限額(円)	補助金上限額(円)	補助金額(円)	事業予定期間
		面積(ha)	本数(本)	材積(m ³)	薬剤本数(本)					
										年 月 日 ～ 年 月 日
計										

※変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。

3 添付書類

- (1) 位置図（1/50,000 程度）
- (2) 概要図（1/5,000）
- (3) 施業箇所明細書（変更）

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

様式第5号（第8条関係）

年度愛媛県森林病虫害等防除事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度
愛媛県森林病虫害等防除事業を中止（廃止）したいので、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金
交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

様式第6号（第9条関係）

年度愛媛県森林病虫害等防除事業遂行状況報告書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知のあった 年度
愛媛県森林病虫害等防除事業について、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第9条の規
定により、事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業の種類	事業費 (円) A	出来高 (円) B	進捗率 (%) B/A	残高 (円) A-B
計				

年度愛媛県森林病虫害等防除事業実績報告書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度
愛媛県森林病虫害等防除事業について、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第10条第1項
の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績

事業の 種類	樹 種	事業量				事業費 (円)	事業費 上限額 (円)	補助金 上限額 (円)	補助 金額 (円)	事業 期間
		面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	薬剤 本数 (本)					
										年 月 日 ～ 年 月 日
計										

※記載にあたっては、様式第1号の注意書きに留意すること。

2 添付書類

- (1) 位置図 (1/50,000 程度)
- (2) 概要図 (1/5,000)
- (3) 施業箇所明細書 (実績)

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

様式第8号（第10条関係）

年度愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった、年度愛媛県森林病虫害等防除事業について、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

様式第9号（第12条関係）

年度愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金精算払請求書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度
愛媛県森林病虫害等防除事業について、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第12条の規
定により、下記のとおり請求します。

記

	一金	円也
内 訳		
交付決定通知額	金	円也
既受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

年度愛媛県森林病虫害等防除事業既成部分検査願

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度
愛媛県森林病虫害等防除事業について、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第14条第2項
の規定により、既成部分検査をお願いします。

記

1 出来高の内容

事業の 種類	樹種	事業量				事業費 (円)	出来高金額 (円)	既成部分 補助金額 (円)
		面積 (ha)	本数 (本)	材積 (m ³)	薬剤 本数 (本)			
計								

※事業量は、計画量（上段）と出来形（下段）に分けて記入すること。

2 添付書類
施業箇所明細書（既成部分）

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

様式第11号（第14条関係）

年度愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった 年度
愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金について、愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金交付要綱第
14条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

内 訳	一金	円也
交付決定通知額	金	円也
既受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残 額	金	円也

氏名・連絡先記載欄（代表者印を押印する場合は本欄不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）電子メールにより県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出する場合は、押印省略可能。

別紙（第4条、第10条関係）

年度愛媛県森林病虫害等防除事業費補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額集計表

（単位 円）

事業主体名	仕入れに係る消費税額と当該金額に 地方消費税を乗じて得た金額との合計 A	補助率 B	仕入れに係る 消費税等相当額 A×B	備 考

（注）

- 1 第4条第2項及び第9条第3項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。